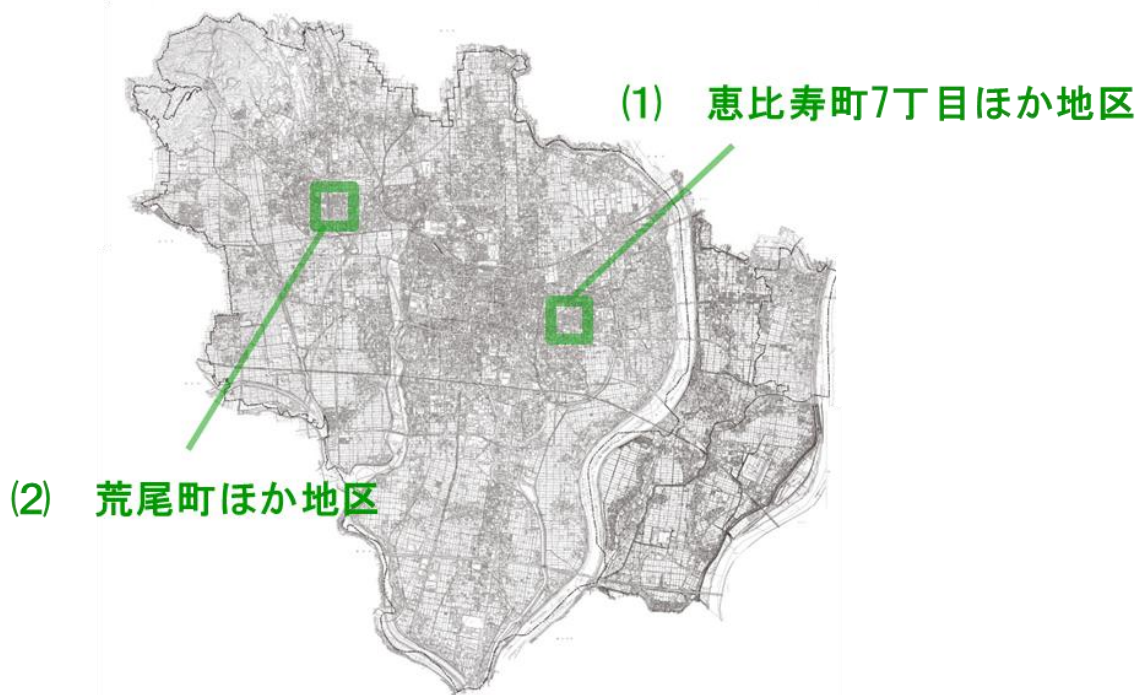


騒音及び振動の規制地域の変更について

1 変更地区



2 変更地区（詳細）

(1) 恵比寿町7丁目ほか地区（面積：約2.7ha）

変更前		変更後	
<p>■：第1種区域 ■：第2種区域 ■：第3種区域 ■：第4種区域</p>		<p>■：第1種区域 ■：第2種区域 ■：第3種区域 ■：第4種区域</p>	
騒音の規制地域	第3種区域	騒音の規制地域	第2種区域
振動の規制地域	第2種区域	振動の規制地域	第1種区域

(2) 荒尾町ほか地区（面積：約5.7ha）

変更前		変更後	
騒音の規制地域	第3種区域	騒音の規制地域	第2種区域
振動の規制地域	第2種区域	振動の規制地域	第1種区域

3 騒音の規制基準

機械プレスや空気圧縮機など著しい騒音を発生する特定施設を設置している事業場等に対する規制基準

騒音の規制地域	昼間 (8時～19時)	朝夕 (6時～8時、19時～23時)	夜間 (23時～6時)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

4 振動の規制基準

機械プレスや空気圧縮機など著しい振動を発生する特定施設を設置している事業場等に対する規制基準

振動の規制地域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル